

平成26年度

第8回いわき市教育委員会会議録

平成26年11月19日（水）

第 8 回 教 育 委 員 会 記 録

- 1 開会年月日 平成26年11月19日(水) 午後1時30分
- 2 開催場所 教育委員室
- 3 出席委員
- | | |
|----------|---------|
| 委員長 | 馬 目 順 一 |
| 委員長職務代理者 | 蛭 田 優 子 |
| 委 員 | 山 本 もと子 |
| 委 員 | 根 本 紀太郎 |
| 教育長 | 吉 田 尚 |
- 4 欠席委員 な し
- 5 説明のために出席した者の氏名
- | | |
|---------------------|---------|
| 教育部長 | 加 藤 和 夫 |
| 教育部次長兼総合調整担当 | 本 田 和 弘 |
| 学校教育推進室長 | 佐 川 秀 雄 |
| いわき総合図書館長 | 清 水 卓 弥 |
| 美術館長 | 佐々木 吉 晴 |
| 教育政策課長 | 松 島 良 一 |
| 教育政策課教育施設整備室長 | 猪 狩 孝 悟 |
| 生涯学習課長 | 高 田 悟 |
| 文化・スポーツ課 | 鈴 木 庄 寿 |
| 学校教育推進室学校教育課長 | 草 野 仁 誉 |
| 学校教育推進室学校支援課長 | 本 田 宜 美 |
| 総合教育センター所長 | 鈴 木 和 博 |
| 事務局統括主幹兼教育政策課長補佐 | 草 野 政 宣 |
| 教育政策課主幹兼課長補佐 | 長谷川 政 宣 |
| 教育政策課教育施設整備室主幹兼室長補佐 | 永 井 浩 幸 |
| 生涯学習課長主幹兼課長補佐 | 國 井 紀 子 |
| 文化。スポーツ課長補佐 | 篠 原 美 紀 |
| 学校教育推進室学校教育課長補佐 | 太 則 子 |
| 学校教育推進室学校支援課主幹兼課長補佐 | 柴 藪 聡 |
| 学校教育推進室学校教育課管理主事 | 猪 狩 照 良 |
- 6 書 記 教育政策課主任主査兼総務係長 草 野 康 弘
- 7 閉 会 午後2時50分

会議の概要

委員長 開会に先立ちまして、本日の議案第5号は、人事案件であることから、その他が終了したのち、議案を審議したいと思います。

委員長 ただいまより平成26年度第8回いわき市教育委員会を開催いたします。欠席委員の通告はありません。書記には主任主査(兼)総務係長を任命します。会期は本日限りとします。会議録への署名は、本日出席された委員の皆様をお願いします。6 教育長の報告に移ります。教育長の報告(1)平成26年度11月補正予算について、学校支援課長をお願いします。

学校支援課長 別冊資料1の1頁をお開きください。

平成26年度11月補正予算歳入歳出予算総括表でございます。

はじめに上段の歳入でございます。学校支援課におきまして補正額が2,268万円、補正後の額が45億8,388万2,000円、教育委員会合計といたしまして、補正額が2,268万円、補正後の額が53億4,985万7,000円となります。

次に下段の歳出でございます。学校支援課におきまして補正額が1億1,113万7,000円、補正後の額が86億5,764万3,000円、教育委員会合計といたしまして、補正額が1億1,113万7,000円、補正後の額が151億8,755万7,000円となります。

続いて、2頁をお開きください。歳入の内訳でございます。1つ目が幼稚園就園奨励費国庫補助金の補正額2,030万4,000円、補正後の額1億118万9,000円でございます。また、私立幼稚園就園奨励費補助事業費が増額したことに伴い、国庫支出金が増額となっているものでございます。

2つ目が被災幼児就園支援事業費県補助金でございます。補正額237万6,000円、補正後の額4,767万円でございます。

続いて、3頁をお開きください。歳出の内訳でございます。1つ目が、私立幼稚園就園奨励費補助金でございます。補正額が8,816万7,000円でございます。概要でございますが、国の幼稚園就園奨励費補助事業が改正されまして、1つとして、幼稚園に同時に入園している第2子及び小学校1年生から3年生に兄弟がいる第2子以降の園児につきまして、これまで所得制限が設けられていたのですが、この所得制限が撤廃されました。2つとして、これらを含めて、一部階層の補助限度額、いわゆる補助単価が引き上げになっております。この2点の国の制度改正に準じた補助制度を実施しますことから、その所要額を補正するものでございます。

2つ目は、中学校災害復旧費(補助)でございます。補正額は2,297万円でございます。東日本大震災により被災しました田人中学校屋内運動場及び江名中学校武道場につきまして、このたび、災害復旧、改築を実施することといたしました。この改築にあたり、その予定地の地質調査及び建物の設計委託を実施するために、その所要額を補正するものでございます。歳入、歳出補正の説明は以上です。

生涯学習課長 引き続き、4頁をお開きください。

債務負担行為の補正でございます。生涯学習課に係る分といたしましては、1番目の生涯学習プラザ管理業務委託から7番目の文化センター受付・案内・電話交換・管理事務及び警備業務委託までの7件でございます。

5頁をお開きください。初めに、生涯学習プラザ管理業務委託でございます。内容でございますが、いわき市生涯学習プラザ指定管理業務でございます。期間は平成26年度から平成27年度まで、限度額は7,900万6,000円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額でございます。続いて理由でございますが、指定管理者制度を導入しているいわき市生涯学習プラザについて、今年度末をもって指定管理期間が満了となるため、次期指定管理者を選定中でございます。施設の管理引継ぎや市民へ周知の必要があることから、今年度中に指定管理者を決定し協定を締結するため、平成27年度分の指定管理料について債務負担行為を設定するものでございます。指定管理につきましては、本年9月に募集を行いまして、応募した2社につきまして10月中旬に選定委員会を開催しまして、今、1社に内定しているところでございますが、これにつきましては、後ほど、議案第4号の指定管理者の指定において説明させていただきます。今後の日程でございますが、平成26年12月下旬に指定管理者の決定、平成27年3月下旬に基本協定の締結を予定しております。

次に、6頁をお開きください。公民館清掃業務委託でございます。内容でございますが、小名浜公民館に係る日常及び定期清掃業務、ほかに2件でございます。期間は平成26年度から平成27年度まで、限度額は870万5,000円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額でございます。内訳としまして、小名浜公民館の清掃業務委託が350万5,000円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えた額、植田公民館清掃業務委託が269万8,000円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えた額、常磐公民館清掃業務委託が250万2,000円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えた額となっております。続いて理由でございますが、履行開始時期、時刻に制約があり、履行開始年度で契約相手方を決定しては必要な時期等を失し、または失するおそれがあるため、債務負担行為を設定するものでございます。今後の日程でございますが、平成27年2月下旬に入札起工、平成27年3月中旬に入札執行、契約締結を予定しております。

次に、7頁をお開きください。公民館冷暖房（空調）給排水管理業務委託でございます。内容でございますが、植田公民館に係る冷暖房（空調）給排水管理業務でございます。これは、ボイラーで空調を行っている施設に、ボイラー技師を配置しなければならないことから委託するものでございます。期間は平成26年度から平成27年度まで、限度額は322万円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えたものでございます。続いて理由でございますが、履行開始時期、時刻に制約があり、履行開始年度で契約相手方を決定しては必要な時期等を失し、または失するおそれがあるため債務負担行為を設定するものでございます。今後の日程でございますが、平成27年2月下旬に入札起工、平成27年3月中旬に入札執行、契約締結を予定しております。

次に、8頁をお開きください。図書館資料等配送業務委託でございます。内容でございますが、図書館資料等配送業務でございます。これは、市内の図書館を原則1日2回巡回することに加えまして、市内の大学、高専の図書館、あるいは地区公民館等を巡回いたしまして、本の回送・回収を行い、総合図書館、地区図書館、さらには公民館が連携し、本を広範囲にわたり貸借を行うことができる体制を構築するものでございます。期間は平成26年度から平成27年度まで、限度額は679万1,000円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えたものでございます。続いて理由でございますが、履行開始時期、時刻に制約があり、履行開始年度で契約相手方を決定しては必要な時期等を失し、または失するおそれがあるため債務負担行為を設定するものでございます。今後の日程でございますが、平成27年2月下旬に入札起工、平成27年3月中旬に入札執行、契約締結を予定しております。

次に、9頁をお開きください。いわき総合図書館等運営一部業務委託でございます。内容でございますが、いわき総合図書館等運営一部業務でございます。これは、総合図書館、地区図書館のカウンター業務、移動図書館2台の運行に要する業務でございます。期間は平成26年度から平成29年度まで、限度額につきましては2億9,142万6,000円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えたものでございます。続いて理由でございますが、年度間を通し、日々の常駐勤務者10名以上を必要とする場合で、複数年契約を締結することで、労働力の安定的な確保と業務の円滑な履行が期待できるため債務負担行為を設定するものでございます。今後の日程でございますが、平成27年2月下旬に入札起工、平成27年3月中旬に入札執行、契約締結を予定しております。なお、入札執行の具体的な手法としては、公募型のプロポーザル総合評価審査会において、事業者を選定する方式としております。

次に、10頁をお開きください。文化センター清掃等業務委託でございます。内容でございますが、文化センター清掃等業務でございます。期間は平成26年度から平成28年度まで、限度額は3,636万6,000円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えたものでございます。続いて理由でございますが、履行開始の前年度において、一定程度の技術研修を必要とし、履行開始時期、時刻に制約があり、履行開始年度で契約相手方を決定しては必要な時期等を失し、または失するおそれがあるため、債務負担行為を設定するものでございます。今後の日程でございますが、平成27年2月下旬に入札起工、平成27年3月中旬に入札執行、契約締結を予定しております。

次に、11頁をお開きください。文化センター受付・案内・電話交換・管理事務及び警備業務委託でございます。これは、文化センター受付・案内・電話交換・管理事務及び警備業務でございます。これにより、文化センター受付に日中1人、午後5時以後に2人職員を配置するものでございます。期間は平成26年度から平成28年度まで、限度額は2,065万4,000円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えたものでございます。続いて理由でございますが、履行開始の前年度において、一定程度の技術研修を必要とし、履行開始時期、時刻に制約があり、履行開始年度で契約相手方を決定しては必要な時期等を失し、または失するおそれがあるため、債務負担行為

を設定するものでございます。今後の日程でございますが、平成27年2月下旬に入札起工、平成27年3月中旬に入札執行、契約締結を予定しております。

学校支援課長 続きまして、12頁をお開きください。中学校施設改築工事設計等委託でございます。田人中学校屋内運動場及び江名中学校武道場の改築に関しまして、それぞれ地質調査及び設計委託を実施するものでございます。期間は平成26年度から平成27年度まで、限度額は3,196万1,000円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額でございます。続いて理由でございますが、それぞれの学校の地質調査委託に要する期間につきまして地質調査は120日、設計は280日、これらを実施いたしますと来年度まで継続して続くことが見込まれることから、先ほど、補正予算で説明したものは本年度の執行額として、来年度執行予定額につきましては債務負担行為として設定するものでございます。この割合につきましては、委託金額の場合、契約金額の4割を前金として入金することができるとされております。こうしたことから、所要額の4割に相当する額を今回補正予算で、残り6割を来年度、いわゆる事業が終わってから支払うということで、来年度当初予算で措置するというので、今回、債務負担行為を設定するものでございます。今後の日程につきましては、平成27年1月初旬に入札起工、平成27年2月に入札執行、契約締結、平成27年10月に竣工を予定しております。説明は以上です。

委員長 ただいまの説明に対して、質問ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長 なければ次に移ります。

教育長の報告(2)要望書等の受理について、学校支援課長お願いします。

学校支援課長 資料の2頁をお開きください。要望いただきましたのが、一般社団法人いわき市私立幼稚園協会及びいわき市私立幼稚園協会PTA連合会の各代表からでございます。件名は、私立幼稚園の保護者並びに私立幼稚園への助成に関する要望でございます。内容は大きく5点ございます。

1つは、私立幼稚園に通う園児の保護者への教育費負担の軽減を図ること、2つは、これからも放射能災害への継続的な支援を行うこと、3つは、子ども・子育て支援新制度の実施に向けて、私立幼稚園の保護者が戸惑うことのないよう事業や手続き等が現在と大きく変わらないようにすること、また、保護者、私立幼稚園等に対して丁寧な説明と、公私、幼保格差のない制度設計にすること、4つは、新制度に移行しない私立幼稚園につきましては、これまでどおり私学助成の充実と拡充を図ること、5つは、私立幼稚園教諭の待遇改善のための助成を行うことの以上5点でございます。そのうち、1、2、4番につきましては、昨年、一昨年と同趣旨の御要望をい

ただいているものでございます。

回答でございますが、まず、1つ目の私立幼稚園の保護者の教育費負担につきましては、今回の補正予算においても措置しておりますが、幼稚園就園奨励費補助事業を実施しております。これまでいわき市は国の補助制度の改定に合わせまして、その都度対応しているということで、今後もこの考え方を踏襲しながら、子育てしやすい環境づくりにつなげてまいりたいと考えております。

2つ目の放射能災害への支援につきましては、原発事故以降、学校や幼稚園の除染のほか、昨年度には、幼稚園元気アップ緊急支援事業や遊具の更新なども実施してきたところでございます。今後とも、空間放射線量率のモニタリングにつきましては継続して実施し、子どもたちを安全、安心に保育できる環境づくりに努めてまいりたいと思います。

3つ目の子ども・子育て支援新制度につきましては、保健福祉部の回答となっております。各園におきましては既に10月から募集等が実施されており、保護者の皆様には混乱を来すことのないよう、ホームページや広報紙等を通じて事務手続きの方法などを広く周知しているところでございます。私立幼稚園に対しましても、これまで数回にわたり制度の説明会等実施しております。今後とも詳細が決定次第、保護者または幼稚園に適切に情報提供を行ってまいりたいというものでございます。

4つ目の私学助成の充実と拡充につきましては、これまでも私立幼稚園に対しましては、経常的な運営費のほか、預かり保育や障がい児教育を行う場合につきましては、その実績に応じて事業費の一部を補助しているところでございます。私立幼稚園につきましては、幼児の健全育成に大きく寄与しているものということで、必要な支援については実施してまいりたいと考えております。

5つ目の幼稚園教諭の待遇改善につきましては、特に震災以降、人手不足でございまして、近年、市内から関東地区の幼稚園に就職される方が多く、地元で幼稚園教諭を確保することが難しくなっている背景から、今回、御要望いただいたものでございます。幼稚園教諭の待遇改善は、幼児期の学校教育の質の向上につながっていくと考えております。人材確保の面からも待遇改善は重要な課題と考えておりますので、今後、幼稚園教諭有資格者の安定的な人材確保の手法について、検討してまいりたいと回答させていただいたところでございます。説明は以上です。

委員長 ただいまの説明に対しまして質問ございますか。

委員 私立幼稚園への助成について、預かり保育に対しては補助が出ていますか。

学校支援課長 幼稚園の場合ですとお昼過ぎまででございますが、夕方まで延長して預かる保育と長期休暇中の預かり保育の2つに分かれており、現在、市内の各幼稚園のほとんどでやっております。補助は、実績に応じて補助金額を交付させていただいております。

委員 5つ目の私立幼稚園教諭の待遇改善について、私も公立、私立幼稚園それぞれの教諭と研修で接したことがあります。確かに、私立幼稚園教諭の待遇改善は必要と思います。公立幼稚園の先生とは大分違い私立幼稚園の先生のほうがかなり厳しいと感じております。先ほど、学校教育の質の向上にもつながると説明がありましたが、教諭を集める人材確保の面からも、考えてやらなくてはならないなと思います。

委員長 ほかに質問ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長 なければ、7 議事に入ります。議案第1号いわき市立小学校及び中学校条例の改正について。学校支援課長お願いします。

学校支援課長 4頁をお開きください。

議案第1号いわき市立小学校及び中学校条例の改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、いわき市立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例について、次のとおり市長に原案を送付する。平成26年11月19日提出。いわき市教育委員会教育長。

5頁をお開きください。改正要旨でございます。このたび、三和地区の「学校のあり方」に基づきまして、いわき市立沢渡小学校及び三和中学校を、三和地区全体の小学校・中学校と位置づけることとしたことから、三阪小学校ほか6校を用途廃止とするため、所要の改正を行うものでございます。なお、施行期日につきましては、今年度末をもって再編ということから、平成27年4月1日としております。

6、7頁に条例の改正文及び新旧対照表を掲載しておりまして、内容は、今回、廃止となる学校を削除するというものでございます。説明は以上です。

委員長 ただいまの説明に対しまして質疑ございますか。

委員 学校名について、中学校においては三和中学校、小学校においては沢渡小学校と地区の名前がそのままになっていますが、例えば中学校と同じ校名にするとか、そういうようなことがなくていいのか、地元の意見等があればお聞かせ願います。

教育政策課長 私どもとしては、これまで小学校と中学校の校名を出した上で、これら学校に子どもが集う環境を整えていくことを説明してきており、そのような形で合意を得られてまいりました。説明会において、委員から出されたような御意見もございまして、それについては、どういう形で決めていくのが非常に大事ですので、変更するとなれば、校名にとどまらず、校章、校旗等、一連を変える必要がございますので、新年度になって改めて関係する保護者の方等と同じテーブルについて認識を共

有して進めていくのがよろしいのではないかと説明し了とされてきました。実際に、全地区で合意が形成された中で、校名は統合の象徴的な部分でもありますので、平成27年の4月の再編スタートに合わせて、可能であれば、どのような校名にするか地元の意向を検討していきたいということが学校統合期成同盟会からございまして、今、実務的な検討が進み始まるところでございまして。この時期までに、最終的な地元の総意として意見を出していただければ変更が可能だということをお話したところでございまして、総意として地元で合意形成されて、私どもに要望が出されれば2月定例会に提出いたします。今回では、残る学校が決まり、今後、残った学校の中でどういった校名がふさわしいのか、地元の強い要望が出されれば、再度、教育委員会で検討するという状況でございまして。

委員長 ほかに質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 なければ、議案第1号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、議案第1号については原案のとおり可決いたします。

次に移ります。議案第2号いわき市幼稚園条例の改正について。学校教育課長お願いいたします。

学校教育課長 資料8頁をお開きください。

議案第2号いわき市幼稚園条例の改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、いわき市幼稚園条例の一部を改正する条例について、次のとおり市長に原案を送付する。平成26年11月19日提出、いわき市教育委員会教育長。

9頁をお開きください。改正要旨でございまして。市立幼稚園の授業料及び入園料について、平成27年度から施行予定の「子ども・子育て支援新制度」に対応するため所要の改正をするものであります。「子ども・子育て支援新制度」におきましては、現在の公立・私立幼稚園の授業料や保育所の保育料について国が定める水準を上限として、各市町村が定めるものとなるものであります。

改正内容につきましては、10頁をお開きください。現行のいわき市幼稚園条例第3条を全面的に改めまして、第1項では利用者負担額等について規定を設けること、第2項では負担上限額を現行の授業料5,600円として、料金の細目は規則に委任する規定を設けることとあります。第4条から第6条中にあります「授業料」と「授業料及び入園料」の文言につきまして、全て「利用者負担額」に改めることなど、文言の整

備を求めるものでございます。なお、施行期日は子ども・子育て支援法の施行の日からとし、新たな利用者負担額の適用は、施行の日の属する月の前月までの改正前のいわき市幼稚園条例第3条に規定する授業料及び入園料については、従前の例によるものでございます。なお、11頁は新旧対照表でございます。説明は以上です。

委員長 ただいまの説明に対しまして質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 なければ、議案第2号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、議案第2号については原案のとおり可決いたします。

次に移ります。議案第3号工事請負契約の変更について、生涯学習課長お願いします。

生涯学習課長 資料12頁をお開きください。

議案第3号工事請負契約の変更について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、平成25年12月12日いわき市議会11月定例会において議決された平成23年災江名公民館新築復旧工事請負契約について次のとおり変更するため、工事請負契約の変更について、次のとおり市長に原案を送付する、平成26年11月19日提出、いわき市教育委員会教育長。

契約金額につきまして、変更前1億5,768万円から変更後1億6,110万2,520円に、工期につきまして、議会の議決を受けた日の翌日から平成27年1月30日までを議会の議決を受けた翌日から平成27年3月13日までとするものでございます。

変更の理由につきまして、13頁をお開きください。平成25年いわき市議会11月定例会議案第66号で議決された本請負契約について、工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動が生じ、契約金額が不相当となったこと、また、工期内での工事完了が困難であることから、契約金額及び工期を変更するものでございます。これにつきましては、現在、江名藪倉地区に建設中の公民館につきまして、全国的に、公共工事において工事材料、価格、人件費単価の高騰が見られます。積算単価と実態が乖離している現状を踏まえまして、まず、国におきまして工事積算単価が変更されます。これを受けまして福島県の単価が平成26年5月に改訂されたことから、いわき市営繕課において設計額の再積算を行ったものでございます。なお、再積算に当たりましては、営繕課で現場状況の確認を行いまして、福島県の単価改定以降の残工事に対して見直しを行ったものでございます。

工期の延長に関しましては、工事を行う上で支障となることが判明した敷地内の電

柱について、工事前に移設する必要がありました。その調整、また、期間に一定程度の期間を要したところから、復旧工事に遅れが見られるということで、2カ月程度工事期間を延長するものでございます。

契約の概要につきまして、契約の相手方は、いわき市小名浜隼人220番地、株式会社三崎組、代表取締役太田和夫。工事概要につきまして、鉄筋コンクリート造平屋建て、延床面積738.26㎡でございます。説明は以上です。

委員長 ただいまの説明に対しまして質疑ございますか。

委員 入札は指名競争入札で行われたものでしょうか、また、今回のように契約額が決定してから変わる場合は、請負業者からの申し出になるのか、またはいわき市から伝えるものでしょうか。

生涯学習課長 入札方法については指名競争入札でございます。金額の見直しにつきましては、震災後、同様の公共工事が非常に多く、工事単価、人件費について全国的な高騰が見られる中で、国及び福島県で賃金等の変動に対するインフレライドの運用がされました。いわき市においても、インフレライドを適用し、工事費の再積算を行いました。その中でいわき市と事業者で協議した結果、工事費の見直しにつながったということでございます。

委員 今回の見直しについては、行政側から働きかけがあったと理解してよろしいですか。

生涯学習課長 行政側から、インフレライドによる見直しの対象となる工事であることを伝え、事業者と協議し見直すこととなったものであります。

委員長 その他ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 なければ、議案第3号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、議案第3号については原案のとおり可決いたします。

次に移ります。議案第4号指定管理者の指定について、生涯学習課長お願いします。

生涯学習課長 資料14頁をお開きください。

議案第4号指定管理者の指定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第29条の規定に基づき、いわき市生涯学習プラザの指定管理者を指定するため、次のとおり市長に原案を送付する、平成26年11月19日提出、いわき市教育委員会教育長。

管理を行わせる施設は、いわき市生涯学習プラザでございます。指定管理者は、いわき市常磐藤原町手這50番地の1、公益財団法人いわき市教育文化事業団、理事長上遠野洋一でございます。指定の期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間でございます。

生涯学習プラザにつきましては、平成14年の供用開始以降、指定管理業務として教育文化事業団に管理をお願いしてまいりました。業務の内容につきまして検討しましたところ、民間の事業者でも受託が可能であると判断をいたしまして、平成27年度から一般公募による指定管理者を選定するという方向で決まったものでございます。これにつきまして、9月に募集を行いまして、指定期日までに応募がありました東京の事業者といわき市教育文化事業団について、10月15日に庁内の選定委員会を開催いたしまして、両社のプレゼンテーションを受けて評価を行った結果、いわき市教育文化事業団に決定したものでございます。説明は以上です。

委員長 ただいまの説明に対しまして質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 なければ、議案第4号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、議案第4号については、原案のとおり可決いたします。

8 協議に入ります。協議事項(1)(仮) こどもみらい部設置に係る事務事業移管について、教育政策課長お願いします。

教育政策課長 資料16頁をお開きください。

協議事項(1)(仮) こどもみらい部設置に係る事務事業移管について説明申し上げます。平成24年8月に子ども・子育て関連3法が施行されまして、平成27年度からは新たな子ども・子育て支援制度がスタートすることとなっております。基本的な考え方としましては、これまで、例えば保健、福祉など分野別の中に子どもに関する施策の位置づけがされておりますが、新たな制度の中では、子どもという主体に注目してそれに関連するさまざまな分野の施策を一元的に展開することで、今後、大人になっていく子どもたちの健やかな成長につなげていこうという考えに基づくものでございます。

本市におきましても、同じような考え方のもと、今年度は保健福祉部内の子どもに関する施策事業を集約する組織といたしまして「子ども・子育て支援室」を設置し、

来年度については、(仮) こどもみらい部を新設しまして、さらなる施策事業の包括的な実施を図る形にしており、教育委員会に関しましては、具体的には、現在所管しております幼稚園関係の業務を(仮)こどもみらい部へ移管するという形になります。

18、19頁をお開きください。教育委員会事務局各課の現在の事務分掌でございます。このうち下線の業務について移管予定でございます。主に学校教育課では幼稚園や幼児の教育に関する業務、学校支援課では幼稚園の施設関係、就園奨励に関する業務、教育政策課では幼稚園教諭の人事等に関する業務でございます。これらを取りまとめたものが16頁下の表になっております。なお、幼児教育振興審議会につきましては、現在、子ども・子育て支援新制度を検討している組織が社会福祉審議会の児童福祉専門分科会でございますので、今後、幼児教育振興審議会で行っていた役割を児童福祉分科会で行うとされておりますので、廃止となります。

17頁につきましては、(仮) こども未来部の現行と改正後の組織体制と改正後の主な所掌事務について記載しております。来年度は一部3課体制となる予定でございます。課で申し上げますと、こどもみらい課では子ども施策事業や総合調整に関すること、こども支援課では保育所・幼稚園の実務的な業務を、こども家庭課では、それ以外の母子・父子福祉や保健、子どもに関する業務を所管するという形になっております。

今後の対応としましては、11月定例会において、いわき市部設置条例が改正されこどもみらい部が設置されます。教育委員会関係で申し上げますと、年度末に今申し上げたような事務の移管に関する部分の例規的な対応を予定しております。説明は以上です。

委員長 ただいまの説明に対しまして質疑ございますか。

委員 「子ども・子育て支援新制度」につきましては、今までの子育ての課題を解決するために作られた新制度だと認識しております。新制度では多様な保育サービスを増すだけではなく、さまざまな子育て支援を拡充するという意味を含んでいると思っております。そして、この制度は全ての子育て世帯に影響が及ぶ制度と思います。幼稚園だけではなく、ゼロ歳から全ての子どもに及ぶ新制度だと思いますので、そのことに対して、いわき市では、住民への周知徹底というのはどのような形で行ったのでしょうか。

学校支援課長 まず、「子ども・子育て支援新制度」でございますが、法律が来年4月に施行となります。この法律に基づきまして各市町村におきましては、いわゆるそれぞれの実態に合った計画をつくりなさいとされています。今、計画策定におきまして、市の社会福祉審議会の中で専門に担当する分科会を設置いたしまして、そこで市民の方に委員として参加いただき計画策定に向けた作業を進めている状況でございます。先ほど委員のお話にございましたが、多様なサービスということで、今回の制度の中

では、今まで保育所や幼稚園に行っていない、いわゆる家庭的保育についても制度化されてまいります。こういったものが実際いわき市でどの程度の数が必要なのか、幼稚園・保育所含めまして、子育てしていく施設がどの程度必要なのか、現在、どの程度の需要があって、今後の将来設計も踏まえての施設整備、さらには子育ての相談や、窓口等の充実についても今回の法律に盛り込まれております。それを含めて、いわき市としてどうしていくのかという計画を策定しております。今の状況としては、年明け頃に原案の策定、その中で市民の方に、今後、いわき市では新制度を踏まえてこういう形で子育てに関する施策を進めていきますという周知をしていくことになるのかと思います。

委員 わかりました。16頁の新制度の説明②に記載があります「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」について、言葉だけに終わらず一つ一つしっかりやっていただいて、いわきの子どもをよくするために努力していただきたいと思います。

次に、学校教育課の事務分掌である「教育課程及び学習指導に関すること」、「幼児教育に関すること」について、これらは、こども未来部に移管されますが、教育委員会の専門職員が（仮）子どもみらい部に行き事務を行うのでしょうか。

学校教育課長 現在、学校教育課の指導係に幼稚園担当職員が1名おりますが、その職員が（仮）子どもみらい部に行く予定でございます。なお、保育に関わる部分はあくまでも教育委員会に権限がありますので、補助執行になると考えております。例えば、幼稚園訪問につきましても、学校教育課の指導係が行っている学校訪問とどのように連携を取るか、今後、事務的なレベルで協議をしていく必要がございます。

また、教育課程の届けにつきましても、届けの前に申請の説明をしたり、年度末に次年度の教育届けが出されたり、そういう事務的なところについて、どういう形がスムーズにいくのか、今後、事務的なレベルで協議してまいりたいと考えてございます。

委員 よろしくお願いたします。

委員長 新しく部の設置となりますが、全く新しい内容のものではなくて、現在、教育委員会で行っている一部の事務について移管するとなると、受ける側としては、最初は円滑には進まないことも考えられますが、是非とも円滑に進められることを願いたします。ほかに質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 なければ、協議事項(1)については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 協議事項(1)については、原案のとおり決定いたします。

9 その他に入ります。その他(1)平成27年度公益財団法人いわき市潮学生寮の入寮生募集について、教育政策課長お願いします。

教育政策課長 資料20頁をお開きください。

その他(1)平成27年度公益財団法人いわき市潮学生寮の入寮生募集について説明いたします。応募資格としまして、いわき市出身者で、御両親、または、その役を担っている方が市内に居住し、記載の(1)から(5)に該当するものであることという形になります。ただし、定員に満たない場合には、県内の他の市町村出身者も対象にできるとしております。来年度の募集人員としては22名程度と考えております。寮の定員は63名ですが、現在、52名入寮者がおりまして、そのうち卒寮等で11名が退寮するということで、年度末の在寮者は41名となりますので、定員との差の22名を募集としております。募集期間は平成27年1月5日から1月30日まで、募集期間終了後に入寮者を決定してまいります。募集人数以上の申込みがあった場合には、入寮生選考委員会を開催して、その中で入寮生を決定いたします。また、募集人数に届かない場合は、速やかに追加募集を行ってまいりたいと考えております。説明は以上です。

委員長 ただいまの説明に対して質問ございますか。

委員長 潮学生寮は男子ですが、女子についての検討はございますか。

教育政策課長 公益財団法人でございますので、理事会が決定する形でございます。理事会では現時点においては、現行のスタイルを維持したいという意向です。

委員長 女子からの要望が高くなれば、また別な施設をつくらざるを得ないようなことにもなるかと思いますが、今のところはそのような要望がないのでしょうか。

教育政策課長 私が知る限りでは女子の要望は寄せられていないことから、想定しておりませんでした。そういった要望があれば、理事会でも検討等を行うかもしれません。

委員長 ほかに質問ございますか。

委員 寮は築何年ぐらいになるのですか。

教育政策課長 新館と旧館がございまして、旧館の竣工が昭和33年10月、新館は昭和53年で2棟になっております。

委員 部屋の数はどのくらいですか。

教育政策課総務係長（書記） 旧館は25室ございます。そのうち個室が11室、相部屋が14室、新館は16室ございます。個室が8室、相部屋が8室、合計で41室ございます。

委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 質問がなければ、次に移ります。

その他(2)各種事業の開催について、文化・スポーツ課長お願いします。

文化・スポーツ課長 別冊資料2をご覧ください。記載の3件でございます。

はじめに、1頁をお開きください。いわき市アンモナイトセンター平成26年度冬休み企画展「双葉層群と産出化石展」の開催について説明します。趣旨としましては、双葉層群は記載の3つの層が群として形成しておりまして、南は二ツ箭断層から始まり北は檜葉までおよそ15キロメートル、幅は2,000メートルから3,000メートルほど分布しております。中生代白亜紀後期の地層でありまして、この層から産出される化石は、それぞれの層を特徴づける重要な化石になっております。各地層と産出化石を比較することによりまして、白亜紀後期の生態系や地勢が見えてくることから、パネル展示で詳しく解説し、化石展示は各層分割して展示するものでございます。開催期間は平成26年12月20日から平成27年1月7日まで、時間、休館日は記載のとおりでございます。3会場から6開催期間中の催しにつきましては、記載のとおりでございます。チラシもお配りしてございますので、後ほど御参照ください。

続きまして、2頁をお開きください。美術館事業「平成26年度いわき市小・中学生版画展」でございます。趣旨としましては、いわき市内の児童・生徒が過去1年間に制作した版画作品を美術館に展示公開することにより、日頃の学習の成果を広く市民に紹介するとともに、児童・生徒が造形学習や表現行為への興味と喜びを体験する機会として、もって創作意欲の向上を促すという目的でございます。開催期間は平成27年1月6日から1月25日までで、前期・後期に分かれております。3会場から9開催期間中の催し物につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、4頁をお開きください。同じく美術館事業でございまして「第44回いわき市民美術展覧会」の開催でございます。趣旨としましては、いわき市民及びいわき市ゆかりの方からの作品を公募して公開展示することにより、創作意欲の向上を促し、もって本市の美術文化の振興を図るものでございます。開催期間及び作品搬入日につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。また、3会場から14昨年度の出展状況につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、次第にございませんが、先般、11月16日に行われました第26回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会の結果報告につきまして併せて説明いたします。配布した記録一覧をご覧ください。1頁に総合成績表がございしますが、3年ぶり11回目の総

合優勝という栄誉に輝きまして、記録につきましても、大会新記録の5時間9秒でございました。新記録一覧に記載のとおり、4区村上康則選手、5区の水口敬斗選手、8区の北大地選手が区間新記録、16区間のうち9区間において本市が区間優勝した結果でございまして、来年に向けても士気が相当上がっております。説明は以上です。

委員長 ただいまの説明に対して質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 なければ、次に移ります。

その他(2)次回教育委員会の開催について、教育政策課長お願いします。

教育政策課長 次回教育委員会は12月24日水曜日13時30分から、当会場で行いますのでご参集くださいますようお願いします。

委員長 それでは、審議を後にしました議案第5号 臨時に代理した教育事務の承認を求めることについて（県費負担教職員（校長）の任免の内申について）でございまして、ここで、お諮りいたします。議案第5号を審議するにあたり、本議案は人事案件でございまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項、但し書き及びいわき市教育委員会会議規則第16条の規定に基づき、委員長または委員の発言により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることとなっております。

ここで、お諮りいたします。議案第5号は人事案件であり、非公開で実施することによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 異議なしと認めますので、議案第5号臨時に代理した教育事務の承認を求めることについて、につきましては非公開といたします。

ここで、教育部長、教育部次長、学校教育推進室長、教育政策課長、学校教育課長、管理主事、及び書記以外は退席をお願いします。

（関係職員以外退席）

委員長 議案第5号 臨時に代理した教育事務の承認を求めることについて（県費負担教職員（校長）の任免の内申について）学校教育課長お願いします。

学校教育課長 議案第5号 臨時に代理した教育事務の承認を求めることについて

(県費負担教職員(校長)の任免の内申について)、教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は代理させる規則第4条第1項の規定に基づき、次のとおり代理したので、同条第2項の規定により教育委員会の承認を求める。
平成26年11月19日提出、いわき市教育委員会教育長。

**「議案第5号 臨時に代理した教育事務の承認を求めることについて
(県費負担教職員(校長)の任免の内申について)」説明**

委員長 ただいまの説明に対して、質疑ございますか。

(教育委員からの質疑)

(教育長による説明)

委員長 ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長 なければ、議案第5号については原案のとおり承認してよいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長 議案第5号については、原案のとおり可決いたします。

以上で、平成26年度第8回教育委員会を閉会いたします。